

知立市省エネ家電製品買替促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存の家庭用電化製品から省エネ家電製品に買い替える者に対し、その経費の一部を補助することにより、エネルギー価格の物価の高騰に伴う市民生活の負担軽減を図るとともに、省エネ家電製品への買替えの促進及び市民の環境保全意識の高揚を図り、もって、市内の温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化を防止するために、予算の範囲内において交付する知立市省エネ家電製品買替促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ基準達成率 J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）C9901に基づく省エネ基準達成率をいう。
- (2) 省エネ家電製品 エアコンディショナー及び電気冷蔵庫で、それぞれに掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア エアコンディショナー

(ア)省エネ基準達成率（目標年度：2027年度）が100パーセント以上であるもの

(イ) 新品（未使用品）であること

(ウ) リース品でないこと

イ 電気冷蔵庫

(ア)省エネ基準達成率（目標年度：2021年度）が100パーセント以上であるもの

(イ) 新品（未使用品）であること

(ウ) リース品でないこと

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、既に設置してい

る家電製品から同種類の省エネ家電製品に買替え、自らが居住する住宅に設置した個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 7 年 5 月 1 2 日から同年 1 2 月 2 6 日までに当該省エネ家電製品を市内販売店で購入した者
- (2) 購入日時点において住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により知立市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 市税を滞納していない者

- 2 前項の規定にかかわらず、知立市暴力団排除条例（平成 2 4 年知立市条例第 9 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助金の交付対象者とししない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電製品本体の購入に要した費用（設置、配送、附属品の購入等に係る経費、既設の機器の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 3 補助金の交付は、省エネ家電製品の種類にかかわらず、補助対象者の属する世帯につき 1 台限りとする。

（他の補助金との関係）

第 5 条 買い替える省エネ家電製品において、本補助金とは別に国から他の補助金等の交付を受けている場合は、本補助金の交付の対象とししない。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 7 年 5 月 1 2 日から同年 1 2 月 2 6 日までに、知立市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請書兼請求書（様式第 1）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項が全て記載されている補助対象経費に係る領収書又はレシートの写真

ア 購入日

イ 購入店名（市内販売店名）

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用及びその内訳

- (2) 購入した省エネ家電製品の型番及び製造番号が記載された製造事業者が発行

する保証書の写し

- (3) 買替え前の家電製品に係る特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)
- (4) 設置場所が分かる書類の写し(納品書、配送伝票、工事完了報告書等の納品先住所が記載された書類又は自らの居宅内に設置したことが分かる写真)
- (5) 申請者の住所が確認できるものの写し(運転免許証等の写し又は住民票の写し(交付申請日前3月以内に発行されたものに限る。))
- (6) 補助金を振り込む申請者本人名義の口座の通帳等の写し(金融機関名、口座の種類、口座番号がわかるもの)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、市長が指定する申請フォームにより行うことができる。

3 申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に申請されたものについて市長が抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、知立市省エネ家電製品買替促進補助金交付決定通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査及び調査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに知立市省エネ家電製品買替促進補助金不交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 規則第10条の規定による実績報告は、第6条の規定による交付申請をもって、これに代えることができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業の取下げ)

第10条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに知立市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請取下届出書(様式第4)により市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第 1 1 条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、天災その他の交付決定者の責めに帰すことのできない事由のある時は、この限りではない。

(交付決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、知立市省エネ家電製品買替促進補助金交付決定取消通知書（様式第 5）により、交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 第 1 0 条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第 1 3 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその全額を返還するよう命じるものとする。

(調査)

第 1 4 条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定者に対して調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 2 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費（1台当たり）	補助額
5万円以上10万円未満	1万円
10万円以上15万円未満	2万円
15万円以上	3万円